

くらしの情報 とやま

2007.4.1

4・5
月号
No.122

トピックス

自転車用空気入れの事故と安全性 P2

発行／富山県生活環境文化部県民生活課・富山県消費生活センター http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1711/index.html
「くらしの情報とやま」は富山県のホームページにも掲載しています http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1711/kj00000963.html



「修復歴なし」と言われ、購入した中古車に修復歴が…

～返金してほしい～

修復歴が
ありますね

相
談

通勤に車が必要になり、中古車販売業者に「修復歴なし」と
言われ、中古の国産車を購入しました。3ヶ月後調子が悪いの
で整備に出したところ、修復歴車であることがわかりました。

購入店に苦情を申し入れたところ、「修復歴車だと知らなかつた。買い取ってもいいが、購入価格
よりだいぶん低い価格になる」と言われました。修復歴があるとわかつていれば購入しませんでし
た。車を返却し、購入代金は全額返してほしいのですが…?

(20代 男性)



回
答

春は、通勤目的などで自動車の購入
者が増え、それに伴い、「走行メータに
巻き戻し(改ざん)があったことを知ら
ずに購入した。」など、中古車の品質・契約等に關
する相談が多く寄せられます。消費者には、「修復
歴なし」と告げられていた場合は、消費者契約法
の「不実告知」に該当するので、契約の「取消し」を
主張できることを説明し、「中古車業者に、車の買
い取りを申し入れること、返金額については、相
談者が3ヶ月間車を利用したことを考慮して、双
方で話し合うように。」と助言しました。

業界団体である(社)自動車公正取引協議会は、

中古車業者(協議会会員)が修復歴車であること
を知っていたか、知らないで販売したかにかかわ
らず、キャンセルに応じ、相応の返金に応じるよ
う指導しています。

中古車は、一台一台の品質にはらつきがあるの
で、難しい買物といえます。トラブル防止のため、
購入する際は業界団体に加入している業者であ
るかが、一つの目安となります。中古車業者の中
には、「アウトサイダー」と呼ばれる業界団体未加
入の業者も多く存在し、同様のケースでも解約に
応じないケースもあります。高額な買物であり、
契約は慎重にしましょう。

注意喚起！ ガス事故を防ぐための注意事項！

ガスによる死亡事故の大半は、ガス機器から発生した排気に含まれている一酸化炭素による
ものです。一酸化炭素は毒性が強く、わずかな量でも死に至ることがあります。日頃からの注
意により、事故を防ぐことができます。



● ガス機器をご使用の際は、「換気扇をまわす」「窓を開ける」など、換気に気をつけましょう。

ガスが燃えるには、外からの空気が必要です。換気をしない場合、一酸化炭素中毒により死に至る可能性が
あります。

● 煙突(排気筒)のついたガス機器をご使用の場合、煙突がはずれていなかなど、日頃から確認しましょう。

煙突が外れることにより、一酸化炭素を含んだ排気が漏れて、中毒により死に至る可能性があります。

自転車用空気入れの事故と安全性

さわやかな季節になると、通勤・通学やレクリエーションで自転車に乗る機会が多くなりますが、「自転車用空気入れ」の使用時に、部品が折れたり、外れたりすることにより、骨折など重傷となる事故が起こっています。国民生活センター危害情報システムには、「自転車用空気入れを使用中にケガをした」などの事故情報が寄せられています。

● 具体的な事故形態と事例 ●

事故事例1

シリンドラ本体が台座から外れ、シリンドラ本体の先端が足の親指に刺さり切断した。



事故事例2

途中で空気が入らず、空気入れのタンクが飛んで顔面直撃を受けて歯が折れた。



事故事例3

シリンドラ本体からキャップが外れ、跳ね上がったキャップが手に当たって負傷した。



● 事故を予防するには ●

- ①自転車用空気入れは、袋に入っているものが多く、店頭では不具合を確認できません。購入後はすぐに各部に緩みや亀裂等がないかを確認するとともに、正常に空気が入るか確認しましょう。
- ②事故防止のため、使用前には毎回必ず握り、キャップ、シリンドラ本体など各部に緩みなどの異常がないかを確認しましょう。
- ③握りを押し下げるための力が極端に大きい場合は、蓄圧タンクが外れて飛び出す危険を回避するため、無理に空気を入れないようにしましょう。
- ④保管場所は取扱方法の表示に従い、雨ざらしや直射日光が当たる場所を避けましょう。



詳しくは独立行政法人国民生活センターホームページをご覧ください。

http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20061006_1.html

– 国民生活センター「くらしの危険277」より –

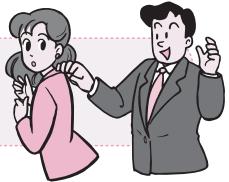
春の新生活……トラブルがあなたを狙っています！

若者を狙う悪質商法

入学、就職シーズンを迎えるこの時期、社会的経験の浅い若者を狙った悪質商法が増えます。例えば…

キャッチセールス <エステ・化粧品・会員サービスなど>

街でアンケート調査などを装って近づき、販売目的を告げずに店舗等へ連れて行って、長時間強引に勧誘して契約させます。



デート商法 <アクセサリー・洋服・絵画など>

電話や出会い系サイト、メールなどで知り合った異性が、巧みな話術で好意を抱かせ、デートを装い、恋愛感情を利用して契約をせまります。

マルチ商法 <健康食品・化粧品・浄水器など>

大学のサークル等の先輩・友人が、「会員になると商品を安く購入でき、友達を勧誘したらマージンが入る」などと勧誘します。現実には、友達を勧誘して商品を販売することは難しく、多額の借金と商品の在庫が残り、交友関係にもひびが入る結果となります。

トラブルを未然に防ぐためには

- ① 不審なメールや見知らぬ異性からの電話は要警戒！
- ② 友人などからの勧誘でも、いらない時は断る勇気を！
- ③ 契約は、その場で結ばず、よく検討！
- ④ 「今なら無料」「あなただけ特別」などの甘い言葉を信じないで！
- ⑤ 一人で悩まず家族や友人、消費生活相談窓口に相談を！



消費者団体訴訟制度が導入されます

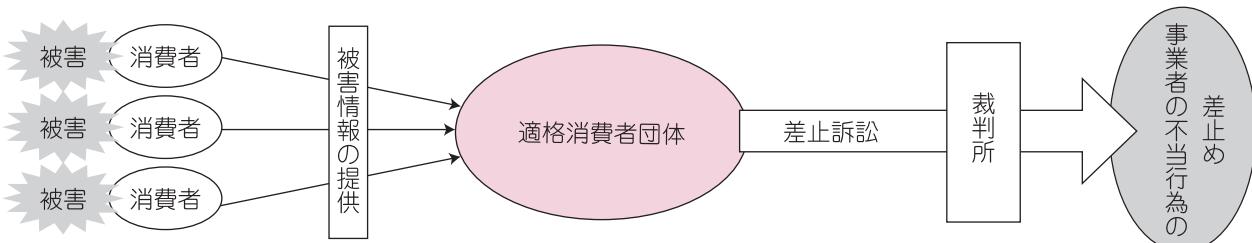
★消費者団体訴訟制度とは

事業者の不当な行為により被害を受けた消費者については、これまで消費者契約法により個別的・事後的に救済することはできましたが、同じような被害の広がりを防止するには困難でした。

そこで、消費者被害の発生や拡大防止を図るための対策の一つとして、消費者契約法が改正され、消費者団体訴訟制度が導入されることになりました。これは、消費者契約法で対象としている事業者の不当な行為（不当な勧説行為・不当な契約条項の使用）に対する差止請求権を、一定の要件を満たした消費者団体〔適格消費者団体〕に認める制度です。

この消費者団体訴訟制度が、平成19年6月7日からスタートします。

《消費者団体訴訟のながれ(イメージ)》



この消費者団体訴訟制度については、内閣府のホームページに詳しく掲載されています。

<http://www.consumer.go.jp/seisaku/cao/soken/>

『富山県消費生活推進リーダー』募集 のお知らせ

富山県が実施する消費生活出前講座等の広報・啓発活動をしていただく「富山県消費生活推進リーダー」を募集します。消費生活関連の専門知識があり、消費者啓発活動に熱意のある方のご応募をお待ちしています。

1 応募資格

富山県在住者で、消費生活関連の次の資格のいずれかを有する方または同等の知識を有すると認められる方。(常勤の公務員は除く。)

- ・消費生活関連の資格(消費生活専門相談員・消費生活アドバイザー・消費生活コンサルタント)

2 応募方法

所定の申し込み用紙に必要事項を記載の上、応募動機についての作文(800字程度)を添えて申込んでください。(申込書は、県民生活課、県消費生活センター、市町村消費者行政担当課に備え付けてあります。また、県消費生活センターホームページからダウンロードできます。)

3 活動内容 出前講座の講師として啓発活動等を行う。

4 募集期間 平成19年4月10日(火)～4月25日(水)

5 募集人員 20名程度

6 選考方法 書類及び面接により選考します。

7 任 期 委嘱日から平成21年3月31日まで

8 問合せ先 富山県消費生活センター TEL 076-432-2949

詳細は県消費生活センターホームページをご覧下さい。

(<http://www.pref.toyama.jp/branches/1731/1731.htm>)



消費生活に関するご相談は、市町村窓口、県消費生活センターへ

富山市消費生活センター ☎076-443-2047

(富山市新桜町7番38号富山市役所本庁舎内)

総合行政センター

大沢野 ☎076-467-5810 婦 中 ☎076-465-2115
大 山 ☎076-483-1212 山 田 ☎076-457-2113
ハ 尾 ☎076-454-3114 細 入 ☎076-485-9001
魚 津 市 ☎076-23-1003
滑 川 市 ☎076-475-2111(内323)
黒 部 市 ☎076-54-2111
舟 橋 村 ☎076-464-1121(内29)
上 市 町 ☎076-472-1111(内141)
立 山 町 ☎076-462-9963
入 善 町 ☎076-72-1100(内135)
朝 日 町 ☎076-83-1100(内142)
砺 波 市 ☎076-33-1111(内143)
庄 川 支 所 ☎076-82-1902

高岡市市民協働課 ☎0766-20-1522

(高岡市広小路7番50号)

福岡総合行政センター ☎0766-64-5333

氷 見 市 ☎0766-74-8010

小 矢 部 市 ☎0766-67-1760(内424)

南 研 市 ☎0763-23-2008

行政センター

福 野 ☎0763-22-1101 平 ☎0763-66-2132

井 波 ☎0763-82-1181 上 平 ☎0763-67-3212

城 端 ☎0763-62-1213 利 賀 ☎0763-68-2112

福 光 ☎0763-52-1571 井 口 ☎0763-64-2212

射 水 市(大島庁舎) ☎0766-52-7966

地区行政センター

新 湊 ☎0766-82-1964 大 門 ☎0766-52-7397

小 杉 ☎0766-57-1636 下 ☎0766-59-8095

◆富山県消費生活センター

富山市湊入船町6番7号(富山県民共生センター内)

消費生活相談 ☎(076)432-9233

消費者金融相談 ☎(076)433-3252

URL <http://www.pref.toyama.jp/branches/1731/1731.htm>

【開所時間】午前8時30分～午後5時

(土・日曜、祝日、年末年始を除く)

◆富山県消費生活センター高岡支所

高岡市本丸町7番1号(本丸会館内)

消費生活相談、消費者金融相談

☎(0766)25-2777

◆富山県消費者協会(富山県消費生活センター内)

※土曜日・日曜日に消費生活・金融に関する相談を受けています。

☎(076)432-5690 午前9時～午後4時